

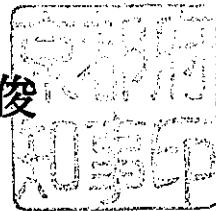
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府八尾市西高安町三丁目7番地

氏名 東海環境株式会社
代表取締役 中島 聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和7年8月29日

許可の有効年月日 令和12年8月28日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ②汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燃化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
 - ④廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものは水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燃化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものは水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燃化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑥鉛さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑦ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑧感染性産業廃棄物
 - ⑨廃水銀等
 - ⑩廃石綿等
- 以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件
なし4. 許可の更新又は変更の状況
令和7年8月29日：当初許可5. 積替え許可の有無 有・6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・